

観光振興指針の改訂について

指針の位置づけ

- ・「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき観光振興の総合的な指針。
- ・県だけではなく、ビューロー、市町、観光関係団体、観光事業者、県民の皆さん等、各主体が取組を進めるにあたっての共通の指針。

改訂の基本的考え方

- ・現行「新・滋賀県観光振興指針」(平成21年3月策定、計画期間：平成21年度から25年度)を継承しつつ、昨今の経済・社会情勢の変化・課題への対応、観光ブランドの具体的な創造・発信等の新たな取組の経過も踏まえ、より実効性のあるものとなるよう見直しを行う。

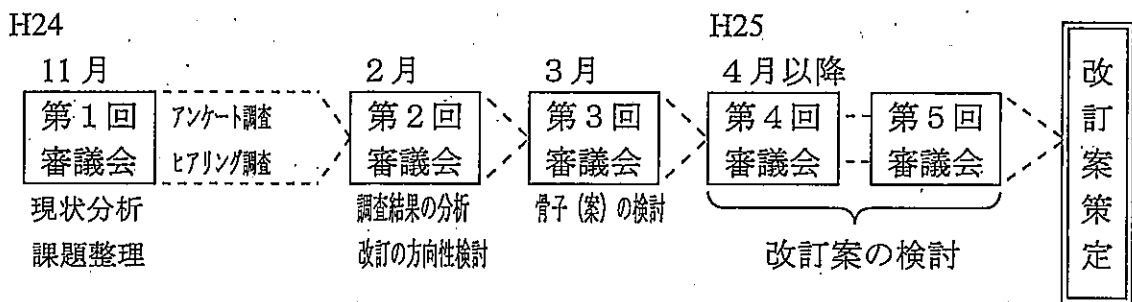
計画期間

- ・平成26年度から5年間。
- ※期間中、必要に応じ中間評価・見直しを行う。

検討スケジュール

- ・平成24、25年度の2カ年で検討することとし、その間に観光事業審議会を5回程度開催する。
- ・今年度中に「改訂骨子(案)」をまとめる。

<想定スケジュール>



観光事業審議会委員について

- ・15名程度に委嘱予定
- 選出分野：学識経験者、関係分野の有識者、関係団体代表者、観光事業者、行政職員、県民から公募

現行の「新・滋賀県観光振興指針」の体系

基本方針

観光交流時代における新しい滋賀の創造と発信に向けて

— 来訪者との交流がもたらす活力ある地域社会の実現に向け、
母なる琵琶湖に培われた「自然」と四季の彩り豊かな近江路の
「文化」を活かした観光振興を目指す —

基本目標

「滋賀」の認知度向上

滋賀の特性を活かした国際観光・
滞在型観光の推進

観光交流の活性化に向けた
受け入れ環境の整備

観光振興戦略および施策の展開方向

戦略1. 滋賀ならではの観光ブランドの
創造・発信

- ① 琵琶湖・環境・生活文化をキーワードとした地域ブランドの創造・発信
- ② 観光素材の発掘・魅力の創出

戦略2. 滋賀の観光情報の発信強化
およびネットワーク化の推進

- ① ターゲットを意識した情報発信の継続的実施
- ② 来訪者のニーズを踏まえた的確な観光情報の発信およびネットワーク化

戦略3. 滋賀の優位性を活かした
国際観光の展開

- ① 東アジアをターゲットにした「国際観光」誘致活動の取り組み強化
- ② 好立地条件を活かした広域連携による「国際観光」の展開

戦略4. 滋賀の素材を活かしたツーリズムの展開

- ① 生活文化・自然体験型観光の推進
- ② 歴史・文化的な魅力を巡る「まちなか観光」の推進
- ③ 産業観光および文化・芸術観光の推進

戦略5. 受け入れる人びとの「おもてなし」の向上
と居心地の良い「まちづくり」の推進

- ① 来訪者を温かく迎えるおもてなしの向上
- ② 地域への愛着と誇りの持てるまちづくりの推進
- ③ 来訪者と居住者双方にやさしい観光交流の基盤整備